

## 【 処置 】

### 115 耳垢栓塞除去（複雑なもの）の連月の算定について

《令和6年4月30日》

#### ○ 取扱い

J113 耳垢栓塞除去（複雑なもの）について、同一部位に対する連月の算定は原則として認められる。

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

耳垢栓塞除去（複雑なもの）は、厚生労働省通知<sup>\*</sup>に「耳垢水等を用いなければ除去できない耳垢栓塞を、完全に除去した場合に算定する。」と示されている。

同一部位（同一側）に対する連月の実施であっても、上記通知のとおり耳垢栓塞を完全に除去した場合、算定は可能である。

このため、同一部位（同一側）に対する J113 耳垢栓塞除去（複雑なもの）の連月の算定は原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について